

○ 経済産業省
環境省 告示第八号

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年

内閣府、総務省、法務省、
厚生労働省、財務省、文科省、
国土交通省、農林水産省、
環境省、経済産業省

省、省、省、
令第二号）第一条第四号の規定に基づき、調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を次

のように改正する。

平成二十七年五月二十二日

経済産業大臣 宮沢 洋一

環境大臣 望月 義夫

第二第一項第二号中「もの」の下に「及び第三第三項の規定により排出量調整無効化をしたもの」
を加える。

第二第二項第三号中「及び六ふつ化硫黄」を「、六ふつ化硫黄及び三ふつ化窒素」に改める。

第三第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、特定排出者が国内認証排出削減量を創出し、排出量調整無効化をしたとき

は、当該国内認証排出削減量については、第二第一項第四号に定める移転をした量とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の規定は、平成二十七年度以降において報告すべき調整後温室効果ガス排出量について適用する。ただし、第二第二項第三号の規定は、平成二十八年度以降において報告すべき調整後温室効果ガス排出量について適用し、平成二十七年度において報告すべき調整後温室効果ガス排出量については、なお従前の例による。

3 平成二十八年度におけるハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び三ふっ化窒素の報告に係る第二第二項第三号の規定の適用については、この規定中「算定排出量算定期間」とあるのは、「算定排出量算定期間又は平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」とする。